

奈 公 行 第 34 号

平成 22 年 5 月 28 日

奈良市監査委員	吉 田	肇 様
同	中和田	守 様
同	北	良 晃 様
同	山 中	益 敏 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

II. 公営住宅に関する収入支出について

4. 高額所得者等への対応について

②期限を定めた明け渡し請求が必要である（住宅課）

【監査結果の要旨】

明け渡し義務がある旨を通知している高額所得者に対して、期限を定めた明け渡し請求がなされていなかった。条例通りに期限を定めた明け渡し請求を実施する必要がある。また、高額所得者に認定された者の明け渡し義務について、その後の状況変化による消滅を認めるか否かの検討が必要である。

なお、収入未申告者の中にも、収入超過者あるいは、高額所得者がいると推測されるので、その対応についても検討する必要がある。

【措置の内容】

平成22年度分認定者16名に対して、高額所得者相談会を2回にわたり開催し、事情の聞き取りをし、明け渡し猶予理由のある者13名について猶予承認しましたが、相談会に参加もせず、何ら連絡のない3名について、期限を定めた市営住宅明け渡し請求通知書を発送しました。また、収入未申告者は所得状況を把握し、対象者には同様の措置を行ないました。

6. 敷金について

①敷金の管理体制を強化すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

住宅課で住宅敷金および駐車場敷金が歳入歳出外現金の金額より多い理由についてヒアリングしたが理由は不明との回答を得た。早急に住宅課で認識している敷金金額と歳入歳出外現金の敷金金額に不一致が生じている理由を調査すべきである。今後、住宅課で認識している敷金金額と歳入歳出外現金の敷金金額に不一致が生じないように、歳入歳出外現金の敷金金額と住宅課で認識している敷金金額の照合は担当者が変わっても必ず毎年実

施され、さらに不一致の場合は原因調査する体制を整備する等、敷金管理体制を整備する必要がある。

【措置の内容】

平成 21 年度に、住宅管理台帳と請書を突合した上で歳計外敷金会計との差額（不明金）を精査し、適正な敷金額を把握しました。また、「敷金管理台帳（住宅使用料・駐車場使用料）」を作成し、入居・退去に係る異動を処理しており、かつ、定期的に住宅課の「住宅管理システム」と「財務会計システム」とを突合をするようにしました。